

人権擁護推進員に関する条例実施要綱等の規定について

※「和歌山県老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例実施要綱」から一部抜粋。

以下の規定は、特別養護老人ホームに係る部分ですが、要綱の規定により他の施設や居宅サービス事業所等についても準用することとしています。

(人権擁護)

第6 特養条例第4条に規定する人権擁護に関しては、次の各項のとおりとする。

- 2 人権擁護推進員は、施設の職員である者のうちから施設長又は管理者（以下「施設長等」という。）が任命する。
- 3 人権擁護推進員は、他の職務と兼務することができる。
- 4 人権擁護推進員は、施設長等及びその他職員と協力して、次の各号に掲げる業務に取り組むものとする。
 - (1) 職員の人権に対する正しい理解についての適切な指導及び相談支援
 - (2) 人権擁護に関する研修計画の作成及び当該計画に基づく研修の実施
 - (3) 職員の人権擁護に関する知識、技術の修得
- 5 人権擁護に関する研修は、1年に1回以上実施するものとする。ただし、天災により実施することができない等やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- 6 人権擁護に関する研修の内容については、次の各号のとおりとする。
 - (1) 高齢者の人権を尊重した処遇を行うため、老人福祉法、介護保険法、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律などにおける高齢者の人権等に関する理解を深め、高齢者の人権に配慮された処遇等について研鑽を行う。
 - (2) 高齢者への虐待等を防止するための対策や虐待等が発生した場合の対応についての認識を深める。
 - (3) 人権に関する各種資料等を活用し、施設全体の人権擁護に係る知識・技能の向上を図る。
- 7 人権擁護に関する研修は、施設の実情に応じて次の各号に掲げるいずれかの方法により実施することとする。なお、単独での実施が困難な場合等、複数施設等が合同で実施しても差し支えない。
 - (1) 施設内の具体的な事例を取り上げるなどの職場内研修の実施
 - (2) 職場外の研修を受講した人権擁護推進員等が、その研修で学んだことを職場内の他の職員に伝達する研修の実施
 - (3) 外部から講師を招いた研修の実施
 - (4) 人権擁護の推進に効果的と認められるその他の方法による研修の実施

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（設置）運営指導指針の改正について（平成31年4月1日施行）

（改正内容）

和歌山県指定居宅サービスや和歌山県指定介護老人福祉施設等において条例で配置を義務付けている「人権擁護推進員」、「災害対策推進員」及び「衛生管理推進員」を有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅においても配置するものとする。

※和歌山県有料老人ホーム設置運営指導指針より一部抜粋

以下の規定は、有料老人ホームに関する規定ですが、和歌山県サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針においても同様の規定が追加されています。下線部は人権擁護推進員に係る部分。

第8章 職員の配置、研修及び衛生管理

- (4) 管理者は、入居者の人権を擁護するため、有料老人ホームの職員である者のうちから人権擁護推進員を任命するとともに、人権擁護に関する研修を実施すること。なお、人権擁護推進員は、他の職務と兼務することができるものとし、管理者及びその他職員と協力して、次に掲げる業務に取り組むものとする。
- ア 職員の人権に対する正しい理解についての適切な指導及び相談支援
 - イ 人権擁護に関する研修計画の作成及び当該計画に基づく研修の実施
 - ウ 職員の人権擁護に関する知識、技術の習得
- (5) 前号イの研修の内容は、次のとおりとする。
- ア 高齢者の人権を尊重した処遇を行うため、老人福祉法、介護保険法、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）などにおける高齢者の人権等に関する理解を深め、高齢者の人権に配慮された処遇等について研鑽を行う。
 - イ 高齢者への虐待等を防止するための対策や虐待等が発生した場合の対応についての認識を深める。
 - ウ 人権に関する各種資料等を活用し、施設全体の人権擁護に係る知識・技術の向上を図る。
- (6) 第4号イに関する研修は、施設の実情に応じて次に掲げるいずれかの方法により実施することとする。なお、単独での実施が困難な場合等、複数施設等が合同で実施しても差し支えない。
- ア 施設内の具体的な事例を取り上げるなどの職場内研修の実施
 - イ 職場外の研修を受講した人権擁護推進員等が、その研修で学んだことを職場内の他の職員に伝達する研修の実施
 - ウ 外部から講師を招いた研修の実施
 - エ 人権擁護の推進に効果的と認められるその他の方法による研修の実施
- (7) 管理者は、非常災害対策を推進するため、有料老人ホームの職員である者のうちから災害対策推進員を任命すること。なお、災害対策推進員は、他の職務と兼務することができるものとし、管理者及びその他職員と協力して、次に掲げる業務に取り組むものとする。
- ア 非常災害対策に関する知識の取得、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備並びにそれらの職員に対する周知徹底
 - イ 非常災害に関する具体的計画（以下「防災計画」という。）の策定
 - ウ 防災計画に基づく、避難、救出その他必要な訓練の計画及び訓練の実施
 - エ ウの訓練の結果等を踏まえた防災計画の点検及び必要に応じて計画の見直し
 - オ 災害発生時に必要な備品や備蓄等の点検及び確保
- (8) 管理者は、サービスの提供に当たり適切な衛生管理を行うため、有料老人ホームの職員である者のうちから衛生管理推進員を任命すること。なお、衛生管理推進員は、他の職務と兼務することができるものとし、管理者及びその他職員と協力して、次に掲げる業務に取り組むものとする。
- ア 施設において使用する設備等の衛生的な管理、衛生上必要な措置並びに医薬品及び医療機器の適正な管理
 - イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び職員に対する周知徹底
 - ウ 施設内の衛生管理や感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の実施